

## 理由書

在デュッセルドルフ日本国総領事殿

今般、\_\_\_\_\_の届出に際し、戸籍の全部事項証明（個人事項証明）を提出しなければなりません。昨今のウクライナ情勢の影響で日本からドイツへの国際郵便の取り扱いが停止となっているため同原本を提出することができません。

つきましては、その戸籍謄本（抄本）の写しを添えて届出書を提出します。

令和 年 月 日

届出人署名